

廃棄物の焼却は禁止

焼却するものが自己物か他人物かに関係なく、また、一般廃棄物と産業廃棄物との区別なく、野外での廃棄物の焼却は、原則禁止されています。



☆ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、掘った穴での焼却は、全てできません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条の2

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の習慣上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

《罰則》 廃棄物処理法 第25条

不法焼却の違反者には、5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金が科せられるとともに、法人には、3億円以下の罰金が科されます。

不法焼却未遂及び不法焼却の罪を犯す目的で廃棄物の収集・運搬をした者にも、罰則が科せられます。

【問い合わせ先】

前橋市役所廃棄物対策課指導係（027-898-5840）

違反情報は、県警生活環境課（027-243-3824）又は、最寄りの警察署生活安全課へ

焼却の例外 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第14条

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
(河川管理を行うための伐採した草木等の焼却等)
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために
必要な廃棄物の焼却
(災害時における木くず等の焼却、凍霜害妨害のための稲わらの焼却等)
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(大文字焼き、どんど焼き等の地域行事における廃材等の焼却等)
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(害虫駆除のための稲わらの焼却等)
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なもの
(たき火、キャンプファイヤーでの木くず等の焼却等)

※ 例外的に認められる焼却であっても、周辺地域の生活環境
に影響を与える場合は、禁止です。